

発行日：平成20年2月8日(金)

## 保険情報サービス(株) FAX NEWS

★★ 今月のテーマ ★★  
育児・介護と雇用の両立を  
推進する助成金

発行元：保険情報サービス株式会社

〒120-0005 足立区綾瀬3-16-4 とうしんビル

TEL03-5227-1846 FAX03-3269-3607

年明け早々大発会から株価下落、円高基調、原油価格高騰など景気の先行きは厳しい状況です。そこで今月は返済不要の助成金を紹介いたします。助成金は国の施策を企業に浸透させることを目的とし、主に中小企業を対象としています。

### 1. 東京都中小企業両立支援推進助成金

都内に本社を置く従業員数300名以下の中小企業等が、従業員の仕事と家庭生活との両立を図るための4つの取組みに係る経費に対しての助成金です。

#### 1. 受給できる中小企業的前提条件

- ① 事前に「とうきょう次世代育成サポート企業」に登録している
- ② 都内に本社を置いている
- ③ 40歳未満の常時雇用する従業員が2名以上おり、かつ6ヶ月以上継続雇用している
- ④ 都税の滞納がない などです。

#### 2. 4つの取組に対する助成金額（それぞれ別途支給要件があり、申請期限が設定されます。）

- ① 両立支援推進責任者設置助成金：両立支援推進責任者の選任、届出につき定額40万円
- ② 意識啓発助成金：両立支援に関する研修費用や周知活動費用の1/2（上限10万円）
- ③ 社内ルールづくり助成金：両立支援のルール策定の為の費用の1/2（上限50万円）
- ④ 育児休業応援助成金：育児休業取得者の代替要員の募集費や人件費の1/2（上限150万円）

平成20年度については4月以降の募集開始が予定されており、助成事業者数は450社に限定されています。この助成金は、仕事と家庭生活の両立がしやすい職場環境の整備を考えている企業に向いています。

### 2. 中小企業子育て支援助成金

常用労働者100人以下の企業において、育児休業者、短時間勤務制度利用者が初めて生じた事業主に支給される助成金です。

#### 1. 受給要件

- ① 事前に都道府県に「一般事業主行動計画」を提出している
- ② 平成18年度から22年度までの5年間のあいだで、自社で初めて育児休業または短時間勤務を開始した従業員がでた
- ③ 就業規則等に育児休業取得・短時間勤務適用について規程がある
- ④ 育児休業取得者は子の誕生日まで、短時間勤務者は短時間勤務適用開始日まで、雇用保険の一般被保険者として1年以上雇用している などです。

#### 2. 受給できる額

1人目：100万円、2人目：60万円（短時間勤務の場合は、短時間勤務期間に応じ減額有。）

注意点は、育児休業の場合は休業を6ヶ月以上取得し、復帰後6ヶ月を経過した日の翌日から3ヶ月以内の申請となり、短時間勤務の場合短時間勤務制度を利用開始後、6ヶ月を経過した日の翌日から、それぞれ3ヶ月以内に申請しないと他の条件を満たしていても受給できないことです。この申請期限がポイントです。自社内に育児休業者取得者が現在いるという場合は、申請への検討をされてはいかがでしょうか。

その他の場合で、助成金受給の可能性のあるのは、

- ① 高齢者・障害者の人材活用を考えている、
- ② 事業を創業または異業種への進出を考えている、
- ③ 従業員の能力の開発及び向上を図りたい、 という場合です。

助成金は返済不要である点がメリットとはいえ、受給することで国が推進したい方向から外れることができない、という面があります。自社の事業の計画や福利厚生観点から活用を考えることが重要です。

本内容の詳細は担当：吉永、高澤 まで